

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年10月7日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新都市中国株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年2月27日から平成27年10月7日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年 2月26日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年 9月 3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項につき、繰上償還（信託終了）を議案とする書面決議を行い、平成27年12月 3日をもって繰上償還することとなりましたので、訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、「第一部 証券情報（7）申込期間」、「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3）信託期間」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（4）計算期間」につき、繰上償還についての記載を追記することとし、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

\_\_\_\_\_部分は、訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

平成27年 2月27日から平成28年 3月 3日までです。

なお、当ファンドにおいて、本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了(投資信託契約の解約)(イ)」の記載にしたがって、平成27年12月3日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、平成27年10月8日以降の購入のお申し込みはできません。

繰上償還の書面決議について

当ファンドにおいて、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、『繰上償還(信託の終了)』の是非を議案として、書面による決議を平成27年10月5日に実施する予定です。

議決権の行使は、平成27年9月4日時点の当ファンドの受益者を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成27年12月3日をもって繰上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合は、繰上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨をすみやかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

## &lt;訂正後&gt;

平成27年 2月27日から平成27年10月7日までです。

当ファンドは、本書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了(投資信託契約の解約)(イ)」の記載にしたがって、平成27年12月3日に償還となります。平成27年10月8日以降の購入のお申し込みはできません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

###### <訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成31年12月3日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

なお、当ファンドにおいて、後述「(5)その他 a. 信託の終了(投資信託契約の解約)(イ)」の記載にしたがって、平成27年12月3日付けで繰上償還を行う予定です。繰上償還が確定した場合、平成27年10月8日以降の購入のお申し込みはできません。

###### 繰上償還の書面決議について

当ファンドにおいて、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、『繰上償還(信託の終了)』の是非を議案として、書面による決議を平成27年10月5日に実施する予定です。

議決権の行使は、平成27年9月4日時点の当ファンドの受益者を対象としております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、平成27年12月3日をもって繰上償還いたします。また、上記の決議要件を満たさず本議案が否決された場合は、繰上償還は行いません。この場合、本決議の後、投資信託契約を継続する旨をすみやかに受益者のみなさまにお知らせいたします。

###### <訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年12月3日までとします。

当ファンドは、後述「(5)その他 a. 信託の終了(投資信託契約の解約)(イ)」の記載にしたがって、平成27年12月3日に償還となります。平成27年10月8日以降の購入のお申し込みはできません。

##### (4)【計算期間】

###### <訂正前>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月4日から6月3日まで、6月4日から9月3日まで、9月4日から12月3日まで、12月4日から翌年3月3日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

###### <訂正後>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月4日から6月3日まで、6月4日から9月3日まで、9月4日から12月3日まで、12月4日から翌年3月3日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

なお、当ファンドは平成27年12月3日に償還となります。したがって第24期計算期間(最終計算期間)は平成27年9月4日から平成27年12月3日までとなります。